

「平成25年度及び平成26年度政務活動費の交付に係る住民監査請求」  
監査結果の概要

- 1 請求書の提出日 平成27年10月 1日
- 2 監査結果の通知日 平成27年11月26日（監査期限：同年11月30日）

3 請求の要旨

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対し、平成25年度及び平成26年度に目的外に支出された政務活動費(12,562,333円)について、関係議員に不当利得返還請求権を行使するよう勧告することを求める。

(2) 請求の主な理由

- ・領収書ではないものが添付されている収支報告書がある。また、添付されている領収書に、日付が未到来のものや前年度のものがある。
- ・事務所費について、議員の親族が経営する会社に支出されている。
- ・調査研究費について、業務委託契約書、委託業務報告等が明らかにされていない。
- ・広聴広報費、研修費について、県政報告紙、研修会の内容が不明である。

4 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

平成25年度の政務活動費に係る請求(2,318,000円) → 却下

(2) 監査の対象としなかった理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項本文で、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。」と規定されており、知事が不当利得返還請求権を行使できるのは、収支報告書の写しが議長から送付され、政務活動費の残余の額を把握したときであるから、収支報告書の写しを議長が知事へ送付した日を「当該行為のあつた日」と解するのが相当であるが、平成25年度の政務活動費に係る監査請求は、収支報告書の写しの送付日(平成26年5月9日)から1年を経過している。また、同項ただし書で、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているが、平成26年6月30日以降は収支報告書及び領収書等の閲覧を請求して、平成25年度の政務活動費の支出について認識しえたため、正当な理由を認めることもできない。

5 監査の辞退

本件監査請求の監査において、議会選出の監査委員2名から、監査の客観性及び公平性の確保の観点から本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。

## 6 請求人の違法性、不当性の主張に対する議会事務局の陳述

・領収書の日付が未到来のもの、前年度のもの、領収書ではないものが添付されていたもの等については、奈良県政務活動費の交付に関する規程(以下「規程」という。)第7条に基づいて訂正届が提出され、日付の訂正、添付書類の差替等が行われた。

・事務所費について、「政務活動費の手引」(以下「手引」という。)では、自己所有物及び生計を一にしている親族の所有物件の賃料は充当できないが、議員が法人の代表者、役員の地位にあり、その法人に賃借料を支払う場合は、法人で賃借料が適正に会計処理されていることが必要とされており、この点について適正に処理されていることを確認した。また、事務所を訪問し、外形上・機能上の要件を有すること等を確認した。

・広聴広報費、調査研究費について、奈良県政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)では、広報紙や業務委託契約書等の提出は求めていないが、契約内容等を確認した。また、研修費について、会費を支出した団体の活動内容や議員の参加目的等を確認した。

## 7 監査結果 平成26年度の政務活動費に係る請求(10,244,333円) → 棄却

### (1) 判断基準

本件監査対象の支出が、県政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、条例で定める使途基準及び手引に反するか否かを基準に判断するのが相当である(平成21年9月29日東京高等裁判所判決同旨)。

### (2) 監査の視点

使途基準適合性の判断にあたっては、平成21年12月17日の最高裁判所判決及び平成27年3月26日の金沢地方裁判所判決等の趣旨から、条例及び規程で提出が定められている収支報告書、領収書の写し等について、使途基準及び手引に照らして、政務活動費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実(以下「外形的事実」という。)の有無について確認を行い、「外形的事実」の存在が認められた場合及び請求人が「外形的事実」を主張・立証している場合には、議会事務局において、使途基準に適合することを立証されるか否かにより行うことが相当である。

### (3) 使途基準適合性の判断

政務活動費の収支に関する議長への報告についての具体的なあり方を定めた本県の条例は、政務活動費の支出内容の透明化と自由活発な調査研究活動の確保という相対立する要請についての調和として、議会が裁量権限に基づき自主的に決定したものと解され、法の趣旨に反するものではないというべきである(平成24年7月27日大阪高等裁判所判決同旨)。

請求人の違法性、不当性の主張は自らの見解や主張を述べるにとどまっており、これらの支出については、議会事務局が、収支報告書等の内容を確認のうえ、使途基準及び手引に照らして適正な政務活動費としての執行であるものと認定している事実が認められる。また、訂正分を含め収支報告書等の内容を見ても、「外形的事実」は認められなかった。さらに、請求人の主張に対する議会事務局の陳述に、特段不合理ないし不相当なものは認められない。

以上のことから、本件監査対象の支出に、使途基準に適合しないものは認められず、違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があるとは認められない。

## 8 監査委員の意見

- ・ 今回の住民監査請求を契機として、領収書の日付の訂正、添付書類の差替等を行う訂正届が提出されたところであり、住民監査請求で収支報告に係る書類の不備が明らかになったことは誠に遺憾である。議会事務局においては、チェック機能が十分に働くよう収支報告書、領収書等の確認方法についてさらなる工夫を図ることを強く望む。
- ・ 昨今の県民意識や社会情勢の変化を踏まえ、他の一部の自治体で議論されている事項、例えば、広報紙の現物など添付書類の範囲や関係書類のインターネットでの公開等について検討を行い、より一層の透明性の確保に努めることが必要であると考える。

※監査結果本文については、平成27年12月4日付けの県公報に掲載予定